

1. 元科学技術・学術政策局長事案の経緯等

<司法関係>

<司法関係>	
平成30年	
7月4日	受託収賄容疑で逮捕
7月24日	受託収賄容疑で起訴
12月21日	保釈
令和2年	
3月31日	(定年退職)
7月6日	第一審第1回公判
7月20日	第一審 第2回～第39回公判
～	
令和4年	
2月22日	
7月20日	<u>第一審有罪判決</u> (<u>受託収賄罪、懲役2年6月、執行猶予5年</u>)
8月2日	控訴

<調査・検証チーム（文科省）における主な対応>

<調査・検証チーム（文科省）における主な対応>	
平成30年	
8月15日	「文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チーム」設置
9月21日	「職員の服務規律の遵守状況等に係る調査について（第一次報告）」 (幹部職員4名につき懲戒処分等を実施)
10月16日	「文部科学省幹部職員の事案等に関する調査報告（中間まとめ）」 (幹部職員等7名につき懲戒処分等を実施)
12月28日	「平成27年8月のJAXA種子島宇宙センターにおけるロケット打上時の視察者対応に係る調査について」（報告） (幹部職員1名につき嚴重注意を実施)

元幹部職員の事案について（報告）（2）

2. 当事案の国家公務員倫理法令違反等が疑われる行為について

元科政局長について国家公務員倫理法令違反等が疑われる行為	国家公務員倫理法令等との関係	調査・検証チームのこれまでの対応（※1）
東京医科大学より「平成29年度私立大学研究ブランディング事業」について有利な取り計らいを受けたい旨の請願を受け、その謝礼であると知りながら、自己の次男に対し同大学の平成30年度入試において加点を受け、合格者の地位の付与を受けた疑い	刑法第197条第1項の受託収賄罪に当たる疑い	・私立大学研究ブランディング事業の選定プロセスについて調査（※2）
宇宙開発利用課を通じて利害関係者であるJAXAに働きかけ、谷口被告人ら3名の視察（平成27年8月の種子島宇宙センターにおけるロケット打上げ）の手配等をさせた疑い	国家公務員倫理規程第3条第1項第9号に違反する疑い	・関係者へのヒアリング ・ヒアリングを踏まえた調査結果のとりまとめ
谷口被告人等からの供応接待等（金銭及び物品の贈与、飲食接待、無償の役務の提供等）を受けた疑い	国家公務員倫理規程第3条第1項第1号、第4号、第6号等または第5条第1項に違反する疑い	・省内職員に対し、谷口被告人との関係性に係る服務規律についてヒアリング等の調査

（※1）本人に対するヒアリング調査は、本人の了解が得られずに実現していない。

（※2）この他、高等教育局において、東京医科大学を含む国公私全ての医学部医学科を対象に、入学者選抜における公正確保等に係る調査を実施。令和元年6月、入試の共通ルールである「大学入学者選抜実施要項」に公正確保に関する事項を盛り込み、不適切入試の再発防止について周知徹底。

3. 今後の調査・検証チームの対応について

今後は、判決の確定後、以下のような調査等を実施することが考えられる。

- ・確定した判決において認定された事実を整理し、新たな事実が判明した場合は追加の調査について検討。
- ・未実施の本人に対するヒアリング調査について、再度本人へ要請。
- ・新たな調査結果等を踏まえた再発防止策（職員の法令遵守の徹底、公募型事業の公平性・公正性の確保等）を提示。

(参考) 国家公務員倫理規程

(禁止行為)

第三条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。
- 二 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- 三 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- 四 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- 五 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
- 六 利害関係者から供給接待を受けること。
- 七 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
- 八 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
- 九 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

2、3（略）

(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

第五条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供給接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供給接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2（略）

○刑法

(収賄、受託収賄及び事前収賄)

第百九十七条 公務員が、その職務に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。この場合において、請託を受けたときは、七年以下の懲役に処する。

2 公務員になろうとする者が、その担当すべき職務に関し、請託を受けて、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、公務員となった場合において、五年以下の懲役に処する。